

# Ⅲ 公益的施設等の整備と管理運営

---

福祉のまちづくり条例では、特定施設の所有者や管理者等に対し整備基準への適合を求めています。この基準を満たしていれば十分配慮が行き届いた施設になるというものではありません。

本章では、福祉のまちづくり条例の対象となる施設及び整備箇所ごとに、規定されている整備基準とともに、施設整備・管理運営の双方に関し配慮することを推奨すべき事項について図解を活用し記載しています。

---

# ページの見方

① 整備箇所名

【基本的な考え方】

②

整備基準	規模限定	備考
特定施設整備基準（別表第3の第1の口）		
小規模購買施設等整備基準（別表第4の5の口）		

③

推奨事項	備考
施設整備	
管理運営	

④

⑤

コラム

## ①基本的な考え方

それぞれの整備箇所における、高齢者、障害者等の特徴に対応した施設整備と管理運営の基本的な考え方を示しています。

## ②整備基準

施設整備に関する基準を示しています。

表の見方は、以下のとおりです。

特定施設整備基準（別表第3の第1）	<p>公益的施設（公共の交通機関の施設を除く。）及び共同住宅等の施設（以下、「公益的施設等」という。）に適用される整備基準です。</p> <p>条例の施行規則（別表第3の第1）に定められており、公益的施設等の建築等の際に適合させる義務があります。</p> <p>（公益的施設等の詳細は、PⅢ-4、Ⅲ-5をご覧ください。）</p>
規模限定	<p>基準が一定規模以上の床面積をもつ建築物にのみ適用される場合に●を記載しています。規模の詳細は、巻末関連資料にある整備基準適用表（P関-73）をご覧ください。</p>
備考	<p>各基準に対応して記載される右ページの＜図・解説＞の該当番号と参照ページを記載しています。</p>
小規模購買施設等整備基準（別表第4の5）	<p>小規模購買施設等の施設に適用される整備基準です。</p> <p>条例の施行規則（別表第4の5）に定められており、小規模購買施設等の施設の建築等の際に適合させるよう努める義務があります。</p> <p>（小規模購買施設等の施設の詳細は、PⅢ-5をご覧ください。）</p>

③推奨事項

整備基準の内容に加えて、施設整備と管理運営に関し配慮することを推奨する事項を示しています。

表の見方は、以下のとおりです。

施設整備	主に建築物の整備について記載しています。
管理運営	主に備品の設置などについて記載しています。 (接遇に関する事項は、第Ⅱ章をご覧ください。)

④図・解説

左ページの基準を分かりやすく図に表し、注意すべきポイントを示しています。

図中、整備基準に該当する事項と推奨事項について、以下のとおり表示しています。

整備基準に該当する事項・・・●

推奨事項・・・◎

例：出入口の有効幅員
●80cm 以上
◎90cm 以上

⑤コラム

施設整備と管理運営の先進的な手法などを紹介しています。

◎用語

条例で用いられる用語等で、本書に頻出するものを下表にまとめています。

用語	意味
高齢者等利用経路	高齢者等が安全かつ快適に利用できる経路
公益的施設等	公益的施設高齢者等が利用する居室
高齢者等利用居室	高齢者等が利用する居室
道等	道又は公園、広場その他の空地
地上階	直接地上へ通ずる出入口のある階
車いす使用者利用便房	車いす使用者が安全かつ快適に利用できる便房
車いす使用者利用駐車施設	車いす使用者が安全かつ快適に利用できる駐車施設
車いす使用者利用客室	車いす使用者が安全かつ快適に利用できる客室
視覚障害者等が利用する	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する
点状ブロック等	床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの
線状ブロック等	床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの
視覚障害者誘導用ブロック	点状ブロック等と線状ブロック等の総称
視覚障害者利用経路	視覚障害者が安全かつ快適に利用できる経路

## 対象施設

本書が対象とする施設は、以下のとおりです。

### (1) 公益的施設

公益的施設とは、社会福祉施設、医療施設、官公庁施設、教育文化施設、購買施設、公共の交通機関の施設その他の県民の共同の福祉又は利便のための施設で、下表の施設をいいます。

施設の用途		施設の規模
1 学校		全ての規模
2 病院等	病院又は診療所	
3 劇場等	(1) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 (2) 集会場又は公会堂	
4 官公署	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
5 老人ホーム等	(1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (2) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
6 運動施設	体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設	
7 博物館等	博物館、美術館又は図書館	
8 銀行等	銀行、質屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	
9 自動車教習所		
10 公共の交通機関の施設 <sup>(注)</sup>	(1) 鉄道の駅又は軌道の停留場及びこれらと一体として利用者の用に供する施設 (2) 車両の停車場又は船舶若しくは飛行機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
11 公衆便所		
12 公共用歩廊		
13 地下街等	地下街又は建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下街を合わせたもの	
14 展示場		床面積の合計 100 m <sup>2</sup> 以上の規模
15 物販店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
16 ホテル等	ホテル又は旅館	
17 遊技場		
18 公衆浴場		
19 飲食店		
20 理髪店等	理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗	
21 クリーニング取次店等	クリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	
22 学習塾等	学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
23 路外駐車場等	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場（駐車のために供する部分に駐車場法施行令第15条に規定する特殊の装置を用いるものを除く。）及び道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場その他の自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	

(注) 公共の交通機関の施設の整備と管理運営については、別冊「公共の交通機関の施設編」に掲載します。

(2) 共同住宅等の施設

共同住宅等の施設とは、共同住宅、寄宿舍、事務所、工場で、下表の施設をいいます。

施設の用途	施設の規模
1 共同住宅	床面積の合計 2,000 m <sup>2</sup> 以上又は戸数の合計 21 戸以上の規模
2 寄宿舍	床面積の合計 2,000 m <sup>2</sup> 以上又は室数の合計 51 室以上の規模
3 事務所又は工場	床面積の合計 3,000 m <sup>2</sup> 以上の規模

(3) 小規模購買施設等の施設

小規模購買施設等の施設とは、公益的施設に該当しない小規模の購買施設その他の県民の共同の福祉又は利便のための施設で、下表の施設をいいます。

施設の用途	施設の規模
1 展示場	床面積の合計 100 m <sup>2</sup> 未満の規模
2 物販店舗	
3 ホテル等	
4 遊技場	
5 公衆浴場	
6 飲食店	
7 理髪店等	
8 クリーニング取次店等	
9 学習塾等	